

No.	議題	資料名	項	確認したい内容	回答
1	SPC設立の有無	実施方針(素案)	4	SPCの設立有無について審査評価に影響するかどうか確認したい。	SPC設立有無は評価に影響いたしません。
2	9 提案施設について	実施方針(素案)	8	提案施設について、世田谷区関係各課と協議の上、同意を得るとあるが、事業者の提案内容を直接関係課に持ち込んで調整を行い同意を得るとのことか。	個別対話の場で提案内容を明示いただいたのち、本区内部で確認・調整を行うことを想定しています。応募予定者に直接本区関係課との調整を行っていただく意図ではございません。 協議プロセス・フローの詳細は募集要項等公表時に示します。
3	11.設計説明会等の実施	実施方針(素案)	8	設計業務期間中に、地域住民と意見交換を行うための設計説明会を開催するとあるが、役所立会での説明会となるのか、また、大幅な修正等が生じる場合や住民の承諾に時間を要する場合の役所の対応について伺いたい。	【前段】説明会へは本区も同席します。 【後段】説明会で出された意見の反映は、工期の変更を伴わず、かつ事業者の提案を逸脱しない範囲に限定し行っていただきます。その範囲外での意見の反映等を求める場合には、本区が追加費用（設計費用及び直接工事費の他、将来の維持管理費等）を負担します。 なお、基本計画におけるゾーニング等を含めて地域住民とは合意形成を図ってきた経緯があるため、大幅な修正はないものと考えております。
4	先行供用について	実施方針(素案)	13	一部を先行供用することは、安全面において高いリスクを伴います。また、施工方法の制約や安全管理の強化により、コストが増加する要因にもなります。地域住民の要望があることは理解していますが、事故防止が最優先であるため、着工期間中は上用賀四丁目広場も含めて全面閉鎖とし、既存開園区域のみの利用とすべきと考えます。 仮に、一部先行供用を求めるとであれば、事故等が発生した場合の責任分担において、区も一定の負担をするべきと考えます。	【前段】施工計画、工事導線等の工夫による安全管理を前提として、何らかの形で区民に対して早く供用することを目的としています。 全面閉鎖は行いません。 【後段】本区による負担は想定しておりません。
5	事業スケジュールについて	実施方針(素案)	16	債務負担行為設定前の8月上旬に再度個別対話のご機会を設けていただきたく、ご検討いただければ幸いです。	実施することを検討します。
6	建設工事請負契約について	実施方針(素案)	19	設計費、工事監理費、工事費の予算内訳を開示していただければ幸いです。	基本計画と同程度の細目の内訳を公表します。
7	参加資格について	実施方針(素案)	22	設計を行う者の実績要件について、都市公園の設計実績だけでなく、公園的施設（広く住民に開放された公園）もお認めいただけるようにしていただきたいです。 また、記載する実績については、コンソーシアムから再委託する会社の実績でも可としていただきたく、ご検討いただければ幸いです。	【前段】原案のとおりとします。 【後段】原案のとおりとします。 なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合、一級建築士事務所登録、建築設計の格付けは、少なくとも1者が満たすものとします。 実施方針(素案)を修正する予定です。
8	JV組成について	実施方針(素案)	23	建設業務の部分のJVについて	甲型JVを想定していますが、乙型JVでの参加可否については検討いたします。
9	支払条件について	実施方針(素案)	26	建設工事請負契約の支払い条件についてご教示ください。	前払い、年度毎の部分払いを行うことを想定しています。 詳細は募集要項等公表時に建設工事請負契約書(案)に示します。
10	リスク分担における確認	実施方針(素案)	34	物価変動などのリスク負担について、用いる基準についての再確認	設計、工事監理業務については設計業務委託等技術者単価、広場部分の建設業務については建設工事デフレーター、建築工事については建設工事デフレーター、建築費指数を候補として想定しています。 維持管理・運営業務については、世田谷区労働報酬下限額、企業向けサービス価格指数、建築保全業務労務単価を候補として想定しています。
11	サービス購入費の改定方法	実施方針(素案)	34	実勢価格に則したサービス購入費の改定方法の採用について	設計、工事監理業務については設計業務委託等技術者単価、広場部分の建設業務については建設工事デフレーター、建築工事については建設工事デフレーター、建築費指数を候補として想定しています。 維持管理・運営業務については、世田谷区労働報酬下限額、企業向けサービス価格指数、建築保全業務労務単価を候補として想定しています。
12	リスク分担について	実施方針(素案)	34	物価変動のリスクについて	リスク分担表で本区・事業者双方がリスク負担者となっておりますが、これは物価変動に基づくサービス対価の改定において、物価指標を用い改定する際に、事業者負担分を設けることを想定しているためです。 物価変動に伴うサービス対価の改定方法等は、募集要項等公表時に特定事業契約書(案)に示します。